

知的所有権ニュース（2024年4月）

〒392-0015
長野県諏訪市中洲1602-3
三枝特許事務所
TEL:0266-53-4197
FAX:0266-58-8602
E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

近年は、AI（人工知能）、VR（仮想現実）やメタバース、ブロックチェーンなどの現実社会に深く根を下ろしそうな新たな技術が次々と開発され、特に、若者たちは、これらを当たり前環境として受け入れています。一方、知財の分野でも、上記の新たな技術を組み込む試みが種々行われていますが、その前提となる状況についても、まだまだ法的に未解決の事柄が山積しているのか現実です。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。 三枝

1. 商標審査便覧の改訂について

前回は、令和5年改正法に含まれる商標の改正内容に対応する商標審査基準の改訂についてご説明しましたが、より詳細な点については、商標審査便覧に新たな内容が追加されたので、今回は、商標審査便覧の追加内容について説明します。

（1）コンセント制度の導入（商標法第4条第4項）に対応する商標審査便覧の追加内容

・42.400.01：先願に係る他人の登録商標の例外に関する審査の具体的な取扱い

商標法第4条第4項の例外については、「『混合を生じるおそれがない』に該当するためには、査定時現在のみならず、将来にわたっても混同を生ずるおそれがないと判断できることを要する。」との前提に基づいて、査定時と将来において、それぞれより具体的な状況においてどのように判断するかについての指針が示されました。

・42.400.02：商標法第4条第4項の主張に関する資料の取扱い

他人の承諾を得ていることが確認できる資料（承諾書等）や「混同を生ずるおそれがない」ことを明らかにする資料（合意書等）に要求される事項、様式などが規定されました。

（2）「他人の氏名を含む商標の登録要件の緩和」（商標法第4条第1項第8号）の改正に対応する商標審査便覧の追加内容

・42.108.02：商標法第4条第1項第8号における「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」の審査に関する具体的な取扱い

「他人の氏名」に一定の知名度の要件を設けるにあたっては、その判断基準となる需要者の範囲を指定商品又は指定役務の需要者に厳密に限定せず、指定商品又は指定役務を中心として、ある程度幅をもった需要者を対象とすべきと考えられる。そして、当該需要者において他人が想起・連想される場合、人格権保護の見地から、当該他人の承諾なしに商標登録することができない対象とすべきである。」とした上で、「人格権保護の見地から、当該商標の指定商品又は指定役務のみならず、当該他人と関連性を有する商品又は役務のほか、他人が製造・販売する商品や提供する役務等に限られない、当該他人の活動をも勘案する。」としました。

また、「人格権保護の見地から、その他人の氏名が認識されている地理的・事業的範囲を

十分に考慮した上で、その商品又は役務に氏名が使用された場合に、当該他人を想起・連想し得るかどうかを留意する。」とした上で、「相当程度の需要者が当該他人を想起・連想し得るかどうかを留意するものとし、全国的に知られている者や分野におけるすべての需要者層に知られている者でなくとも、同号が適用され得るものとする。」としました。

・ **42.108.03** : 商標法第4条第1項第8号における「政令で定める要件」の審査に関する具体的な取扱い

商標法第4条第8号の政令要件の「商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること」に関し、「相当の関連性」の有無について具体例を含めて示されました。

また、政令要件の「商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと」については、「不正の目的」があるものと判断する場合とは、職権による調査の結果、例えば、他人への嫌がらせの目的や先取りして商標を買い取らせる目的が、公開されている情報や情報提供等により得られた資料から認められる場合である。なお、当該他人の承諾を得ている場合、「不正の目的」がないものと推認する。」とされました。

(3) 新規技術に係る商品及び役務の表記方法に関する商標審査便覧の追加内容

・ **46.02** : 仮想空間及び非代替性トークン (NFT) に関する指定商品及び指定役務について

1. 仮想商品について、2. 仮想空間に関する指定役務について、3. 非代替性トークン (NFT) に関する指定商品及び指定役務について、それぞれ、どのような記載であれば許容されるのか、どのような記載が許容されないのか、が記載されています。

この取扱いは、公表日 (2024年3月29日) において特許庁に係属している商標登録出願及び公表日以降に出願された商標登録出願に適用されます。

以上

【連絡事項】

・ 長野県発明協会による無料相談事業

時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。(予約連絡先: 各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559)

※弊所担当の相談日は以下の予定です。なお、担当が変更される場合があります。

令和7年 1月23日(木) 松本市役所
令和7年 2月21日(金) 飯田商工会議所
令和7年 3月21日(金) 飯田商工会議所

・ 諏訪圏特許事務所連合会による無料発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所: 偶数月の第3木曜日: 予約連絡先: 0266-52-2155

茅野商工会議所: 随時: 予約連絡先: 0266-72-2800 (予約のみ対応)

テクノプラザおかや: 毎月第3火曜日: 予約連絡先: 0266-21-7000

下諏訪商工会議所: 偶数月の第1水曜日: 予約連絡先: 0266-27-8533 (現時点では予約があった場合のみ対応)

※弊所担当の相談日は以下の予定です。

令和6年 6月18日(火) テクノプラザおかや
令和6年 6月20日(火) 諏訪商工会議所
令和6年11月19日(火) テクノプラザおかや

※なお、弊所にて実施する初回の相談料(1時間以内)は無料となります。お気軽にご相談ください。